

○運転免許の取消し及び効力の停止等の処分量定基準に関する規程

(平成 14 年 5 月 22 日公安委員会規程第 3 号)

改正 平成 18 年 5 月 22 日公安委員会規程第 14 号 平成 21 年 5 月 28 日公安委員会規程第 6 号
平成 24 年 3 月 22 日公安委員会規程第 2 号 平成 25 年 11 月 28 日公安委員会規程第 3 号
平成 26 年 5 月 15 日公安委員会規程第 4 号 平成 29 年 3 月 6 日公安委員会規程第 10 号
平成 30 年 3 月 8 日公安委員会規程第 1 号 令和元年 11 月 22 日公安委員会規程第 5 号
令和 4 年 5 月 12 日公安委員会規程第 8 号 令和 5 年 6 月 27 日公安委員会規程第 6 号
令和 7 年 5 月 30 日公安委員会規程第 5 号

運転免許の取消し及び効力の停止等の処分量定基準に関する規程を次のように定める。

(目的)

第 1 条 この規定は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)、道交
通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。)及び別の定めに基づき、鳥
取県公安委員会及び鳥取県警察本部長が行う運転免許(仮免許を除く。以下「免許」と
いう。)の行政処分(以下「処分」という。)について当該処分の量定基準を定めること
を目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると
ころによる。

(1) 自動車等

自動車及び一般原動機付自転車をいう。

(2) 処分

免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の処分
をいう。

(3) 停止等

免許の効力の停止、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止若
しくは 6 月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の処分をいう。

(4) 前歴

令別表第 3 の備考の 1 に規定する前歴をいう。

(5) 累積点数

違反行為(令第 33 条の 2 第 1 項第 1 号の一般違反行為及び同条第 2 項第 1 号の特定
違反行為をいう。以下同じ。)のそれぞれについて令別表第 2 に規定するところによ
り付した点数の過去 3 年以内の合計(令第 33 条の 2 第 3 項の累積点数をいう。以下同
じ。)をいう。

(6) 暴走行為

自動車等の運転者が道路において 2 台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並
進させる場合において、集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、整備不良等

の違反行為(共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止等の違反と同時にした違反行為を除く。以下「暴走行為」という。)をいう。

(7) 集団走行暴力行為

道路又は公園、海水浴場、駅構内等の道路以外の公共の場所において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる機会における自動車等の運転者又は同乗者が集団の勢力をかりて行う次に掲げる行為をいう。

ア 石、ガラスびん、金属片その他人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、又は発射する行為

イ 暴行、傷害、器物毀棄等の行為で道路における交通の危険を生じさせるおそれのある行為

(8) 暴走行為者等

暴走行為又は集団走行暴力行為をした者をいう。

(処分量定基準)

第3条 法第103条第1項及び第2項の規定に基づく免許の取消し(以下「取消し」という。)又は免許の効力の停止(以下「停止」という。)の処分の基本量定は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

(1) 点数制度による処分の量定基準は、別表第1のとおりとする。

(2) 点数制度によらない処分の量定基準は、別表第2のとおりとする。

(準用基準)

第4条 前条第1号に定める処分の量定基準は、次の各号に掲げる処分をする場合に準用する。

(1) 法第90条第1項若しくは第2項に規定する免許の拒否(以下「拒否」という。)及び保留(以下「保留」という。)の処分

(2) 法第90条第5項若しくは第6項に規定する免許を与えた後における取消し(以下「事後取消し」という。)及び停止(以下「事後停止」という。)の処分

(3) 法第107条の5第1項及び第2項に規定する自動車等の運転の禁止(以下「運転禁止」という。)の処分

(免許の拒否等の処分期間)

第5条 拒否、保留、事後取消し及び事後停止(免許試験に合格した者で、当該試験に係る免許以外の免許を現に受けている者又は国際運転免許証若しくは外国免許証を現に所持している者(以下「他免許等既得者」という。))を除く。)の基準に該当する者については、別表第1に掲げる処分期間から当該処分の理由となった違反行為をした日(令第33条の2第4項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。)から当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残り期間を処分期間とする。

(麻薬・覚醒剤等の使用者等に対する処分量定基準)

第6条 麻薬・覚醒剤等の使用者等に対する停止は、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときとして、令第38条第5項第2号ハの規定により行い、処分の基本量定の期間は、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる期間とする。

(暴走行為等に対する処分量定基準)

第7条 暴走行為者等に対する停止等は、次の各号に定める基準により行わなければならない。

(1) 点数制度による処分の量定基準

暴走行為に係る累積点数が停止等の基準に該当することとなった者の処分の期間は、別表第4の1の左欄に掲げる処分対象ごとに中欄の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる期間とする。

(2) 点数制度によらない処分の量定基準

別表第4の2の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規程(以下「危険性帯有」という。)による停止等を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。

(違反者講習を受講しなかった者に対する停止等の処分量定基準)

第8条 法第108条の3の2の通知を受けた者で法第102条の2の期間内に同乗に規定する違反者講習を受講しなかった者が、違反者講習の理由となった一般違反行為以外に一般違反行為を行っていた場合において、一般違反行為に係る累積点数が、令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより停止の基準に該当することとなったときの処分の基本量定の期間は、別表第1の1に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とする。

(処分量定に関する特例基準)

第9条 一般違反行為をしたことを理由とする停止等の処分を猶予された者がその後違反行為をしたときは、処分を猶予されなかったときに比し、処分が過重にならないよう別表第5に基づき処分量定を行う。

2 処分を受ける者の責に帰すべき理由以外の理由により違反行為又は重大違反唆し等若しくは道路外致死傷(以下「違反行為等」という。)の発生の順に処分を行うことができなかったときは、違反行為等の発生の順に処分が行われたときに比し、処分が均衡を失せず、かつ、処分が過重にならないよう処分量定を行うものとする。

(1) 停止等の処分期間中又はその処分終了後に当該処分前にした違反行為を認知した場合は、別表第6のとおりとする。

(2) 一度処分の基準点数に達した者が、その処分が行われるまでの間に再び違反行為を重ねたことによって新たに処分の基準点数に達した場合は、別表第7のとおりとする。

- (3) 取消しを行った後に、当該処分前にして違反行為等を遅れて認知し、かつ、欠格期間の指定を変更すべき事由が生じた場合は、別表第8のとおりとする。
- 3 処分を受ける者の責に帰すべき理由以外の理由により処分が遅れた場合で、その者が当該処分の理由となった違反行為等をした日以後違反行為等をしないで免許を受けていた期間(停止されていた期間を除く。以下同じ。)が通算して1年を経過しているものであるときは、その実績等を考慮して別表第9に基づき処分量定を行う。
- 4 前歴のある者の処分の場合で、その者が当該処分の理由となった違反行為等をした日以後、違反行為等をしないで免許を受けていた期間が通算して1年に近い期間を経過しているものであるときは、その実績、その後にした違反行為の危険性等を考慮して別表第10に基づき処分量定を行う。
- 5 前歴のある者の処分の場合で、当該前歴がその者の責に帰すべき理由以外の理由により処分が遅れたことによるものであるときは、通常の手続の範囲の期間内に処分が行われたときに比し、処分が過重にならないよう別表第11に基づき処分量定を行う。
- 6 処分量定に関する特例基準の運用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 処分を猶予された後に再び違反行為をしたことにより処分の基準点数に該当した者について、処分量定を行う場合には、当該処分の理由となる違反行為のみでなく、処分猶予に係る違反行為についても、違反事実及び処分を猶予した理由等を確認するとともに、更に処分量定上考慮すべき新たな事情がないかどうかを確認するなど、できるだけ被処分者に納得の得られる処分を行うようにすること。
- (2) 違反行為の認知の遅れ又は処分の遅れが、被処分者の責に帰すべき理由以外の理由によるものである場合には、そのために被処分者に不利益となることのないよう特段の配慮をすること。

(処分の軽減及び猶予の基準)

- 第10条 一般違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合に累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ同表の第2欄から第6欄までに掲げる点数に達し、若しくは特定違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合の累積点数が令別表第3の2の表の第1欄に掲げる区分に応じ同表第2欄から第9欄までに掲げる点数に達し、又は令別表第4第1号から第3号までに掲げる行為をし、若しくは令別表第5第1号から第4号までに掲げる行為をしたことにより、取消し、拒否又は1年以上10年を超えない範囲内の期間の運転禁止の処分基準に該当することとなった者において、その者の運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があるときは、それぞれ別表第12の1左欄に掲げる区分に応じ右欄に掲げる期間に処分を軽減することができる。
- 2 一般違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合に累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ同表の第7欄に掲げる点数に達したこと、若し

くは令別表第4の第4号に掲げる行為をしたことにより停止等の基準に該当することとなった者又は危険性帯有により停止の基準に該当することとなった者において、その者が運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があり、かつ、別表第12の2に掲げるいずれかの事情があり、処分を軽減することがその者の運転者としての危険性の改善に効果があると認められるときは、30日間の処分を軽減することができる。

なお、処分基準に該当することとなった者が前歴のない者で、別表第12の2に掲げる2以上の事情に該当し、かつ、処分を軽減することが明らかにその者の危険性の改善に効果があると認められる場合に限って60日間の処分を軽減することができる。

- 3 停止等の処分の基本量定の期間が30日に該当する者(法第108条の3の2の通知を受けた者で法第102条の2の期間内に同条に規定する違反者講習を受けなかったものを除く。)で、別表第12の2に掲げるいずれかの事情があり、かつ、処分を猶予することがその者の運転者としての危険性の改善に効果があると認められるときは、処分を猶予することができる。

なお、前歴がなく停止等の処分の基本量定の期間が60日に該当する者(法第108条の3の2の通知を受けた者で法第102条の2の期間内に同条に規定する違反者講習を受けなかったものを除く。)については、別表第12の2に掲げる2以上の事情に該当し、処分を猶予することが明らかにその者の危険性の改善に効果があると認められるときに限って処分を猶予することができる。

- 4 停止等の処分を軽減又は猶予する場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 停止等の処分の軽減に当たっては、別表第12の2の処分軽減事由に該当する場合であっても、無条件に処分軽減の対象とすることなく、違反行為等の内容及び被処分者の運転者としての危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で処分の軽減をすること。
 - (2) 停止等の処分の軽減に当たっては、同一の条件にある者に対して不公平な取扱いにならないよう、慎重にその内容を検討するとともに、処分を軽減した事案を分類整理しておき、これらの先例を参考にしながら、公平な取扱いができるようにすること。
 - (3) 停止等の処分の期間を60日間軽減する事案については、事案の内容を特に慎重に検討するとともに、30日間の処分軽減をする事案と比較して社会的に相当と認められる合理的、かつ、明確な特殊事情のあるものに限定すること。
 - (4) 停止等の処分を猶予するときは、必ず処分を猶予される運転者の出頭を求め、その者の違反行為等の内容、処分を猶予される理由及び違反行為を理由とする処分の猶予の場合には、今後更に違反行為をしたときは、処分を猶予した以前の違反点数も累積して処分を行うことになる旨を説明して、無事故・無違反に努めるよう指導すること。

(停止等の処分の期間の短縮)

第 11 条 法第 108 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる講習を受講した者の法第 90 条第 12 項又は第 103 条第 10 項の規定に基づく処分期間の短縮は、考査の成績が 50%以上の者について、受講態度を加味して改善効果を評価し、別表第 13 に掲げる基準に準拠して行い、50%未満の者については行わないこと。ただし、考査の成績が 50%未満の者からの申出に係る再考査の成績が 50%以上であるときは前記に準じて処分期間の短縮を行うことができるものとし、この場合における短縮日数は、別表第 13 に掲げる考査成績が可の場合の短縮日数を超えてはならない。

(委任)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、処分について必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前にした行為に対する処分の量定については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 5 月 22 日公安委員会規程第 14 号)

この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 5 月 28 日公安委員会規程第 6 号)

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 22 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 11 月 28 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 15 日公安委員会規程第 4 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 5 月 20 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前にした行為に対する処分の量定については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 3 月 6 日公安委員会規程第 10 号)

この規程は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 8 日公安委員会規程第 1 号)
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 11 月 22 日公安委員会規程第 5 号)
(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行前にした行為に対する処分の量定については、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 5 月 12 日公安委員会規程第 8 号)
この規程は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

附 則(令和 5 年 6 月 27 日公安委員会規程第 6 号)
この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 5 月 30 日公安委員会規程第 5 号)
この規程は、令和 7 年 5 月 30 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

1 点数制度による免許の停止等の処分の基本量定(一般違反行為)

過去 3 年以内の前歴の回数	累積点数(点)	処分期間	
前歴がない者	6～8	30 日	
	9～11	60 日	
	12～14	90 日	
	15～24	取消(欠格)	1 年
	25～34		2 年
	35～39		3 年
	40～44		4 年
	45 以上		5 年
前歴が 1 回の者	4～5	60 日	
	6～7	90 日	
	8～9	120 日	
	10～19	取消(欠格)	1 年
	20～29		2 年
	30～34		3 年

		35～39		4 年
		40 以上		5 年
前歴が 2 回の者		2	90 日	
		3	120 日	
		4	150 日	
		5～14	取消(欠格)	1 年
		15～24		2 年
		25～29		3 年
		30～34		4 年
		35 以上		5 年
前歴が 3 回以上の者	前歴が 3 回の者	2	120 日	
		3	150 日	
	前歴が 4 回以上の者	2	150 日	
		3	180 日	
		4～9	取消(欠格)	1 年
		10～19		2 年
		20～24		3 年
		25～29		4 年
		30 以上		5 年

(注)

- 1 前歴とは令別表第 3 の備考の 1 に規定する前歴をいう。
- 2 取消(欠格)期間について免許取消歴等保有者であること等の要件(令第 38 条第 6 項第 3 号等参照)に該当する者は、5 年の取消(欠格)期間を除き 2 年を加えた期間を取消(欠格)期間とする。

2 点数制度による免許の取消し等の処分の基本量定(特定違反行為)

過去 3 年以内の前歴の回数	累積点数(点)	処分期間	
前歴がない者	35～39	取消(欠格)	3 年
	40～44		4 年
	45～49		5 年
	50～54		6 年
	55～59		7 年
	60～64		8 年
	65～69		9 年
	70 以上		10 年
前歴が 1 回の者	35～39	取消(欠格)	4 年
	40～44		5 年
	45～49		6 年

	50～54		7 年
	55～59		8 年
	60～64		9 年
	65 以上		10 年
前歴が 2 回の者	35～39	取消(欠格)	5 年
	40～44		6 年
	45～49		7 年
	50～54		8 年
	55～59		9 年
	60 以上		10 年
前歴が 3 回以上の者	35～39	取消(欠格)	6 年
	40～44		7 年
	45～49		8 年
	50～54		9 年
	55 以上		10 年

(注) 取消(欠格)期間について免許取消歴等保有者であること等の要件(令第 38 条第 7 項第 2 号等参照)に該当する者は、10 年の取消(欠格)期間を除き 2 年を加えた期間を取消(欠格)期間とする。

別表第 2(第 3 条関係)

点数制度によらない処分の量定基準

1 拒否

(1) 病気等(令第 33 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項第 1 号、令第 33 条の 2 の 2 第 1 号)

処分事由(違反行為の種別を含む)	処分期間
次に掲げる病気にかかっている者 イ 幻覚の症状を伴う精神病であつて政令で定めるもの ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であつて政令で定めるもの ハ イ又はロに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの	1 年
介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症(以下「介護保険法に規定する認知症」という。)である者	1 年
アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	1 年
適性検査を受けず又は診断書の提出命令に違反して免許を保留された者が、重ねて違反をしたもの	期間指定しない

臨時適性検査を受けず、又は診断書の提出命令に違反して免許を保留された者が、当該保留の期間内に重ねて臨時適性検査を受けず、又は診断書の提出命令に違反したと認めたとき	期間指定しない
---	---------

(2) 重大違反唆し等(令第33条の2第1項第4号)

処分事由(違反行為の種別を含む)	処分期間
重大違反唆し等で令第33条の2の3第4項第1号又は第2号に掲げる行為に係るもの	3年
重大違反唆し等で令別表第2の1の表に定める点数が25点である一般違反行為に係るもの	2年
重大違反唆し等で令別表第2の1の表に定める点数が15点から23点までである一般違反行為に係るもの	1年

(注)

1 処分期間について免許取消歴等保有者であること等の要件(令第33条の2第1項第5号参照)に該当する者は、2年を加えた期間を処分期間とする。

2 重大唆し等をした日は、唆した日又は助けた日とするものとする。以下同じ。

(3) 道路外致死傷(令第33条の2第1項第4号、同条第2項第3号)

処分事由(違反行為の種別を含む)	処分期間
人の死亡に係る道路外致死傷で故意(人の傷害に係るものを含む。)によるもの又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号。以下「自動車運転致死傷処罰法」という。)第2条から第4条までの罪に当たるもの	8年
人の傷害(治療期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。)に係る道路外致死傷で故意(人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。)によるもの又は自動車運転致死傷処罰法第2条から第4条までの罪に当たるもの	7年
人の傷害(治療期間が30日以上3月未満であるものに限り、後遺障害が存するものを除く。)に係る道路外致死傷で故意によるもの又は自動車運転致死傷処罰法第2条から第4条までの罪に当たるもの	6年
人の傷害(治療期間が30日未満であるものに限り、後遺障害が存するものを除く。)に係る道路外致死傷で故意によるもの又は自動車運転致死傷処罰法第2条から第4条までの罪に当たるもの	5年
人の死亡に係る道路外致死傷(上欄に掲げるものを除く。)、又は人の傷害に係る道路外致死傷(治療期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。)で専ら当該行為をした者の不注意によるもの	1年

(注) 処分期間について免許取消歴等保有者であること等の要件(令第33条の2第1項第5号、同条第2項第4号参照)に該当する者は、2年を加えた期間を処分期間とする。

2 保留

(1) 病気等(令第33条第1項第2号、同条第2項第2号)

処分事由(違反行為の種別を含む)	処分期間
6月以内に次の病気に該当しないこととなる見込みがある者 イ 幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるもの ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であって政令で定めるもの ハ イ又はロに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの	法第90条第1項第1号に該当しないこととなるのに要すると見込まれる期間
6月以内に介護保険法に規定する認知症に該当しないこととなる見込みがあるもの	法第90条第1項第1号の2に該当しないこととなるのに要すると見込まれる期間
6月以内にアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者に該当しないこととなる見込みがある者	法第90条第1項第2号に該当しないこととなるのに要すると見込まれる期間
適性検査を受けず又は診断書の提出命令に違反した者	処分日から当該適性検査又は提出された診断書の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日までの期間
臨時適性検査の通知又は診断書の提出命令を受けた者	処分日から臨時適性検査又は提出された診断書の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日までの期間
臨時適性検査を受けず又は診断書の提出命令に違反した者	処分日から臨時適性検査又は提出された診断書の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日までの期間

(2) 重大違反唆し等(令第33条の2第1項第6号)

令別表第4第4号に掲げる重大違反唆し等をしたときは、次表の左欄に掲げる重大違反の種別に応じ、それぞれ右欄に掲げる期間とする。

処分事由(違反行為の種別を含む)	処分期間
酒気帯び(0.25未満)速度超過(25未満)等、酒気帯び運転(0.25未満)、大型自動車等無資格運転、仮免許運転違反又は速度超過(50以上)	90日以上
速度超過(30(高速40)以上50未満)、積載物重量制限超過(大型等10割以上)、無車検運行又は無保険運行、携帯電話使用等(交通の危険)	30日以上

(注) 重大違反の種別は、令別表第2の1の表に定める点数が6点から14点までの違反行為の種別をいう。以下同じ。

(3) 道路外致死傷(令第33条の2第1項第6号)

令別表第4第4号に掲げる道路外致死傷をしたときは、次表の左欄に掲げる道路外致死傷の種別に応じ、中欄又は右欄に掲げる期間とする。

なお、処分の基本量定の期間は、当該事故が法第2条第1項第1号に規定する道路(以下「道路」という。)におけるものであった場合において、その処分が令第33条の2第1項第4号に掲げる拒否の基準に該当するものであるときは、180日の期間、同項第6号に掲げる保留の基準に該当するものであるときは、別表第1に定める基本量定に準じた期間とする。

道路外致死傷の種別	専ら当該道路外致死傷をした者の不注意によるものである場合における期間	中欄に規定する場合以外の場合における期間
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	—	60日以上
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が30日以上3月未満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)	60日以上	30日以上
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上30日未満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)	30日以上	30日以上

(注)

- 1 負傷者の負傷の治療に要する期間は、当該負傷者の数が2人以上である場合にあっては、これらの者のうち最も負傷の程度が高い者の負傷の治療に要する期間をいう。以下同じ。
- 2 この欄の後遺障害とは、当該負傷者の負傷が治ったとき(その症状が固定したときを含む。)における身体の障害が国家公安委員会規則で定める程度のものをいう。以下同じ。

3 事後取消し

(1) 重大違反唆し等(令第33条の3第1項第1号)

処分事由(違反行為の種別を含む)	処分期間
重大違反唆し等で令第33条の2の3第4項第1号又は第2号に掲げる行為に係るもの	3年
重大違反唆し等で令別表第2の1の表に定める点数が25点である一般違反行為に係るもの	2年
重大違反唆し等で令別表第2の1の表に定める点数が15点から23点までで	1年

ある一般違反行為に係るもの	
---------------	--

(注) 処分期間について免許取消歴等保有者であること等の要件(令第33条の2第1項第5号参照)に該当する者は、2年を加えた期間を処分期間とする。

(2) 道路外致死傷(令第33条の3第1項第1号、令第33条の4第2項第1号)

処分事由(違反行為の種別を含む)	処分期間
人の死亡に係る道路外致死傷で故意(人の傷害に係るものを含む。)によるもの又は自動車運転致死傷処罰法第2条から第4条までの罪に当たるもの	8年
人の傷害(治療期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。)に係る道路外致死傷で故意(人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。)によるもの又は自動車運転致死傷処罰法第2条から第4条までの罪に当たるもの	7年
人の傷害(治療期間が30日以上3月未満であるものに限り、後遺障害が存するものを除く。)に係る道路外致死傷で故意によるもの又は自動車運転致死傷処罰法第2条から第4条までの罪に当たるもの	6年
人の傷害(治療期間が30日未満であるものに限り、後遺障害が存するものを除く。)に係る道路外致死傷で故意によるもの又は自動車運転致死傷処罰法第2条から第4条までの罪に当たるもの	5年
人の死亡に係る道路外致死傷(上欄に掲げるものを除く。)、又は人の傷害に係る道路外致死傷(治療期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。)で専ら当該行為をした者の不注意によるもの	1年

(注) 処分期間について免許取消歴等保有者であること等の要件(令第33条の2第1項第5号、令第33条の4第2項第2号参照)に該当する者は、2年を加えた期間を処分期間とする。

4 事後停止

(1) 重大違反唆し等(令第33条の3第1項第2号)

令別表第4第4号に掲げる重大違反唆し等をしたときは、次表の左欄に掲げる重大違反の種別に応じ、それぞれ右欄に掲げる期間。

処分事由(違反行為の種別を含む)	処分期間
酒気帯び(0.25未満)速度超過(25未満)等、酒気帯び運転(0.25未満)、大型自動車等無資格運転、仮免許運転違反又は速度超過(50以上)	90日以上
速度超過(30(高速40)以上50未満)、積載物重量制限超過(大型等10割以上)、無車検運行又は無保険運行、携帯電話使用等(交通の危険)	30日以上

(2) 道路外致死傷(令第33条の3第1項第2号)

令別表第4第4号に掲げる道路外致死傷をしたときは、次表の左欄に掲げる道路外致死傷の種別に応じ、中欄又は右欄に掲げる期間。

なお、処分の基本量定の期間は、当該事故が道路におけるものであった場合において、その処分が令第33条の2第1項第4号に掲げる拒否の基準に該当するものであるときは、180日の期間、同項第6号に掲げる保留の基準に該当するものであるときは、別表第1に定める基本量定に準じた期間とする。

道路外致死傷の種別	専ら当該道路外致死傷をした者の不注意によるものである場合における期間	中欄に規定する場合以外の場合における期間
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	—	60日以上
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が30日以上3月未満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)	60日以上	30日以上
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上30日未満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)	30日以上	30日以上

5 取消し

(1) 病気・身体障害等(令第38条第1項第1号、同条第2項第1号、同条第3項第1号、同条第4項第1号、令第39条の2第2項第1号)

処分事由(違反行為の種別を含む)	処分期間
次に掲げる病気にかかっている者 イ 幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるもの ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であって政令で定めるもの ハ イ及びロに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの	1年
介護保険法に規定する認知症であることが判明したとき。	1年
目が見えないことその他、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある身体の障害として政令で定めるものが生じている者	1年
アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	1年
適性検査を受けず又は診断書の提出命令に違反して免許を停止された者が、重ねて違反をしたもの	期間指定しない
臨時認知機能検査を受けないことを理由として免許の効力を停止された者で、当該停止の期間内に重ねて当該臨時認知機能検査を受けないもの	期間指定しない
臨時高齢者講習を受けないことを理由として免許の効力を停止された者で、当該停止の期間内に重ねて当該臨時高齢者講習を受けないもの	期間指定しない

	い
診断書の提出命令に違反し、又は臨時適性検査を受けないことを理由として免許の効力を停止された者で、当該停止の期間内に重ねて当該提出命令に違反し、又は当該臨時適性検査を受けないもの	期間指定しない

(2) 重大違反唆し等(令第 38 条第 5 項第 1 号ロ)

処分事由(違反行為の種別を含む)	処分期間
重大違反唆し等で令第 33 条の 2 の 3 第 4 項第 1 号又は第 2 号に掲げる行為に係るもの	3 年
重大違反唆し等で令別表第 2 の 1 の表に定める点数が 25 点である一般違反行為に係るもの	2 年
重大違反唆し等で令別表第 2 の 1 の表に定める点数が 15 点から 23 点までである一般違反行為に係るもの	1 年

(注) 処分期間について免許取消歴等保有者であること等の要件(令第 38 条第 6 項第 3 号参照)に該当する者は、2 年を加えた期間を処分期間とする。

(3) 道路外致死傷(令第 38 条第 5 項第 1 号ロ、同条第 7 項第 3 号)

処分事由(違反行為の種別を含む)	処分期間
人の死亡に係る道路外致死傷で故意(人の傷害に係るものを含む。)によるもの又は自動車運転致死傷処罰法第 2 条から第 4 条までの罪に当たるもの	8 年
人の傷害(治療期間が 3 月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。)に係る道路外致死傷で故意(人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。)によるもの又は自動車運転致死傷処罰法第 2 条から第 4 条までの罪に当たるもの	7 年
人の傷害(治療期間が 30 日以上 3 月未満であるものに限り、後遺障害が存するものを除く。)に係る道路外致死傷で故意によるもの又は自動車運転致死傷処罰法第 2 条から第 4 条までの罪に当たるもの	6 年
人の傷害(治療期間が 30 日未満であるものに限り、後遺障害が存するものを除く。)に係る道路外致死傷で故意によるもの又は自動車運転致死傷処罰法第 2 条から第 4 条までの罪に当たるもの	5 年
人の死亡に係る道路外致死傷(上欄に掲げるものを除く。)、又は人の傷害に係る道路外致死傷(治療期間が 3 月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。)で専ら当該行為をした者の不注意によるもの	1 年

(注) 処分期間について免許取消歴等保有者であること等の要件(令第 38 条第 6 項第 5 号、同条第 7 項第 4 号参照)に該当する者は、2 年を加えた期間を処分期間とする。

6 停止

(1) 病気・身体障害等(令第38条第1項第2号、同条第2項第2号、同条第3項第2号、同条第4項第2号、令第39条の2第2項第2号)

処分事由(違反行為の種別を含む)	処分期間
6月以内に次に掲げる病気に該当しないこととなる見込みがある者 イ 幻覚の症状を伴う精神病であつて政令で定めるもの ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であつて政令で定めるもの ハ イ及びロに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの	法第103条第1項第1号に該当しないこととなるのに要すると見込まれる期間
6月以内に介護保険法に規定する認知症であることが判明したとき。	法第103条第1項第1号の2に該当しないこととなるのに要すると見込まれる期間
条件を付し又はこれを変更することにより、6月以内に当該障害が自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれなくなる見込みがある者	法第91条の規定により条件を付し、又はこれを変更することにより、当該障害が自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれなくなるのに要すると見込まれる期間
6月以内にアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者に該当しないこととなる見込みがある者	法第103条第1項第3号に該当しないこととなるのに要すると見込まれる期間
適性検査を受けず又は診断書の提出命令に違反した者	処分日から当該適性検査の結果(診断書の提出の場合にあつては診断書の結果)を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日までの期間
臨時認知機能検査の通知を受けた者で、当該臨時認知機能検査を受けないもの	処分日から臨時認知機能検査の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日までの期間
臨時高齢者講習の通知を受けた者で、当該臨時高齢者講習を受けないもの	処分日から臨時高齢者講習の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日までの期間
診断書の提出命令に違反し、又は臨時適性検査を受けない者	処分日から診断書又は臨時適性検査の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日までの期間

(2) 重大違反唆し等(令第38条第5項第2号ロ)

令別表第4第4号に掲げる重大違反唆し等をしたときは、次表の左欄に掲げる重大違反の種別に応じ、それぞれ右欄に掲げる期間。

処分事由(違反行為の種別を含む)	処分
------------------	----

	期間
酒気帯び(0.25未満)速度超過(25未満)等、酒気帯び(0.25未満)、大型自動車等無資格運転、仮免許運転違反又は速度超過(50以上)	90日以上
速度超過(30(高速40)以上50未満)、積載物重量制限超過(大型等10割以上)、無車検運行又は無保険運行、携帯電話使用等(交通の危険)	30日以上

(3) 道路外致死傷(令第38条第5項第2号ロ)

令別表第4第4号に掲げる道路外致死傷をしたときは、次表の左欄に掲げる道路外致死傷の種別に応じ、中欄又は右欄に掲げる期間。

なお、処分の基本量定の期間は、当該事故が道路におけるものであった場合において、その処分が令第38条第5項第1号に掲げる取消しの基準に該当するものであるときは、180日の期間、同項第2号に掲げる停止の基準に該当するものであるときは、別表第1に定める基本量定に準じた期間とする。

道路外致死傷の種別	専ら当該道路外致死傷をした者の不注意によるものである場合における期間	中欄に規定する場合以外の場合における期間
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	—	60日以上
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が30日以上3月未満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)	60日以上	30日以上
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上30日未満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)	30日以上	30日以上

(4) 危険性帯有(令第38条第5項第2号ハ)

処分対象	一般違反行為の種別	処分期間
自動車等の使用車その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間	整備不良(制動装置等)又は整備不良(尾灯等)	30日以上
自動車の使用者(安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。別表第3において「使用者等」という。)がその者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次欄に掲げる違反行為を命じ、又は自動	酒気帯び運転(0.25以上)、過労運転等、無免許運転、酒気帯び(0.25未満)速度超過(50以上)等、酒気帯び(0.25未満)速度超過(30(高速40)以上50未満)等、酒気帯び(0.25未満)速度超過(25以上30(高速40)未満)等、酒酔い運転又は麻薬等運	180日

車の運転者がこれらの行為をすることを容認したとき(令第38条第5項第1号ロ又は第2号ロに該当する場合を除く。) は、それぞれの区分に応じ右欄に掲げる期間	転	
	酒気帯び(0.25未満)速度超過(25未満)等、酒気帯び(0.25未満)、大型自動車等無資格運転又は速度超過(50以上)	90日以上
	速度超過(30(高速40)以上50未満)、積載物重量制限超過(大型等10割以上)、速度超過(25以上30(高速40)未満)、放置駐車違反(駐停車禁止場所等)、積載物重量制限超過(大型等5割以上10割未満)、積載物重量制限超過(普通等10割以上)、速度超過(20以上25未満)、放置駐車違反(駐車禁止場所等)、積載物重量制限超過(大型等5割未満)、積載物重量制限超過(普通等5割以上10割未満)、速度超過(20未満)又は積載物重量制限超過(普通等5割未満)	30日以上
交通事故があった場合において、唆して次欄に掲げる措置義務違反をさせ、若しくは当該違反をした場合に助け、又は自動車の運転者以外の乗務員が次欄に掲げる措置義務違反をしたとき(令第33条の2の3第4項第2号に係る重大違反唆し等に該当する場合を除く。) は、それぞれの区分に応じ右欄に掲げる期間	人の死亡又は傷害に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反	180日
	物の損壊に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反	30日以上

(注) 上表において措置義務違反は、法第72条第1項前段の規定に違反する行為をいう。

事故違反の内容		処分期間
道路運送車両法第58条第1項又は自動車損害賠償保障法第5条の規定に違反する行為をしたとき(その者が自動車等を運転して当該規定に違反する行為をしたとき及び令第38条第5項第2号ロに該当する場合を除く。)		30日以上
道路 外 事 故	故意により建造物を損壊したとき。	180日
	人を負傷させ(故意によるもの及び負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上であるもの又は後遺障害の存するものを除く。)、又は建造物を損壊したとき(故意によるものを除く。)	180日
	当該事故が、道路におけるものであった場合において、その処分が取消の基準に該当するものであるとき。	基本量定の期間に準じた期間

	あるとき。	
自動車等の運転を利用して、著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれのある犯罪を犯したとき。		30 日以上
免許の効力の停止の期間中に当該免許を失効させた者又は再試験に係る免許の取消しを受けた者が、当該免許の効力を停止することとされていた期間が経過しない間に免許を受けたとき。		当該処分の日を起算日とする処分の残期間
免許証を偽造し、若しくは変造したとき、又はこれらの行為に関与したとき。		60 日以上
不正の手段で免許、免許証又は免許情報記録個人番号カードを取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したとき。		
前各号に掲げる場合のほか、その者が自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる行為をしたとき。		30 日以上

7 運転禁止(法第 107 条の 5 第 1 項第 1 号)

処分事由(違反行為の種別を含む)	処分期間
次に掲げる病気にかかっている者 イ 幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるもの ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であって政令で定めるもの ハ イ及びロに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの	1 年を超えない範囲内の期間
介護保険法に規定する認知症であることが判明したとき。	1 年を超えない範囲内の期間
目が見えないことその他、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある身体の障害として政令で定めるものが生じている者	1 年を超えない範囲内の期間
アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	1 年を超えない範囲内の期間

別表第 3(第 6 条関係)

麻薬、覚醒剤等の使用等をした者等に対する免許の効力の停止の処分量定基準

区分	期間
法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	180 日
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者	
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれ	90 日以

らの行為をすることを容認した者(令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。)	上
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者	

(注) 上表における用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 麻薬とは、麻薬及び向精神薬取締法（以下「麻向法」という。）第2条第1号に規定する麻薬（別表第1に掲げる物及び大麻）をいう。
- 2 大麻とは、大麻草の栽培の規制に関する法律第2条第2項に規定する大麻をいう。
- 3 あへんとは、あへん法第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。
- 4 覚醒剤とは、覚醒剤取締法第2条に規定する覚醒剤又は覚醒剤原料をいう。
- 5 麻薬、覚醒剤等の使用等とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、若しくは施用を受け、あへんを吸食することをいう。

ただし、大麻草から製造された医薬品（テトラヒドロカンナビノール類を含有するもの）を麻向法の免許制度の下で適性に施用を受ける場合を除く。

- 6 麻薬、覚醒剤等の譲渡し等とは、次に掲げる行為(未遂を含む。)をいう。
 - (1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲渡し、交付し、又は他人に施用すること。
 - (2) (1)以外の麻薬を譲渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。
 - (3) あへんを譲渡すること。
 - (4) 覚醒剤を譲渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。

別表第4(第7条関係)

暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準

1 点数制度による免許の効力の停止の基本量定

処分対象	処分事由(違反行為の種別を含む)	停止期間
免許の効力の停止の基準(令第38条第5項第2号イ)に該当する者	暴走行為に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者	別表第1の1に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を越える場合は180日とする
免許の保留、事後停止及び6月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転禁止の基準(令第33条の2、令第33条の3及び第40条)に該当		上欄に掲げる処分の基本量定を準用する 上欄に掲げる期間から、当該処分の理由となった一般違反行為をした日(令第33条の2第4項各号に掲げる者については、当該各号

する者		に定める日とする。)から当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間
-----	--	--

2 点数制度によらない免許の効力の停止の処分量定

区分	期間
他人を指揮して暴走行為をさせたとき、又は暴走行為を率先助勢したとき。	180日
2人以上の自動車等の運転者が道路以外の場所において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく他人の生命又は身体の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為をしたとき。	
道路若しくは公園、海水浴場、駅構内等の道路以外の公共の場所において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、若しくは並進させる機会における自動車等の運転者若しくは同乗者により集団の勢力を借りて行われる石、ガラスびん、金属片その他人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、若しくは発射する行為若しくは暴行、傷害、器物毀棄等の行為で道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるもの(以下「集団走行暴力行為」という。)をしたとき、又は唆して集団走行暴力行為をさせ、若しくはこれを助けたとき。	90日以上
共同危険行為等禁止違反が行われることを知りながら当該違反に係る自動車等にその集団の一員として乗車していたとき(令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。)	
共同危険行為等禁止違反を行うおそれがある集団(以下「暴走集団」という。)に参加した運転者が、道路における当該暴走集団の通行に際し、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第11条第5項、第19条、第36条(第73条第2項において準用する場合を含む。)、第73条第1項(第97条の3第2項において準用する場合を含む。)又は第98条第1項若しくは第3項(不正使用に関する部分に限る。)の規定に違反する行為をしたとき。	60日以上
暴走集団に参加している運転者を指揮して上欄に規定する行為をさせたとき。	

別表第5(第9条関係)

[別紙参照]

別表第6(第9条関係)

[別紙参照]

別表第 7(第 9 条関係)

[別紙参照]

別表第 8(第 9 条関係)

[別紙参照]

別表第 9(第 9 条関係)

[別紙参照]

別表 10(第 9 条関係)

[別紙参照]

別表第 11(第 9 条関係)

[別紙参照]

別表第 12(第 10 条関係)

処分軽減等の基準

1 取消し等の処分の軽減区分

軽減対象	軽減内容
免許の取消し(免許を与えた後における免許の取消し	1 一般違反行為若しくは特定違反行為をしたことを理由として処分を行う場合 (2 に該当する場合を除く。) 又は

を除く。)の処分基準に該当する者	重大違反唆し等及び道路外致傷を理由として処分を行う場合で、令第38条第6項又は第7項に規定する免許を受けられない期間（以下「欠格期間」という。）が2年以上に該当するときは、当該期間から1年を減じた期間に軽減することができる。欠格期間が1年に該当するときは、180日の免許の効力の停止に軽減することができる。 2 前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由に処分を行う場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、欠格期間が2年に該当するときは180日の免許の効力の停止、当該期間が1年に該当するときは150日の免許の効力の停止に軽減することができる。
免許の拒否又は免許を与えた後における免許の取消し(以下「免許の拒否等」という。)の処分基準に該当する者(他免許等既得者を除く。)	1 令第33条の4第1項第2号若しくは第3号又は同条第2項第1号若しくは第2号の規定により、欠格期間が、当該処分の理由となった行為をした日（令第33条の4第3項において準用する令第33条の2第4項各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める日をいう。以下同じ。）から起算して、2年以上を経過するまでの期間に該当するときは、当該期間から1年を減じた期間に軽減することができる。欠格期間が1年を経過するまでの期間に該当するときは、処分の理由となった行為をした日から180日を経過するまでの期間の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止に軽減することができる。 なお、これらの期間計算の結果、1年を減じた後の欠格期間又は免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止に係る期間が既に経過している場合は、免許の拒否等及び欠格期間の指定又は免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止をしないものとする。 2 前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由に処分を行う場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、欠格期間が処分の理由となった行為をした日から2年を経過するまでの期間に該当するときは180日の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止、欠格期間が処分の理由となった行為をした日から1年を経過するまでの期間に該当するときは150日の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止に軽減することができる。 なお、これらの期間計算の結果、免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止に係る期間が既に

	経過している場合は、免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止をしないものとする。
自動車等の運転の禁止の処分基準に該当する者	1 令第40条第1項第2号若しくは第3号又は同条第2項第1号若しくは第2号の規定により、自動車等の運転を禁止される期間が2年以上に該当するときは、当該期間から1年を減じた期間の自動車等の運転の禁止に軽減することができる。自動車等の運転を禁止される期間が1年に該当するときは、180日の自動車等の運転の禁止に軽減することができる。 2 前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由に処分する場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、自動車等の運転を禁止される期間が2年に該当するときは180日の自動車等の運転の禁止、自動車等の運転を禁止される期間が1年に該当するときは150日の自動車等の運転の禁止に軽減することができる。

2 軽減事情

交通事故の被害の程度又は不注意の程度のいずれか一方が軽微である場合
違反行為等の動機が、災害、急患往診、傷病人搬送その他やむを得ない事情によるものである場合
違反行為等が他からの強制によるものであるなどやむを得ない事情によるものである場合
被害者の年齢、健康状態等に特別な事情があるとき等同一原因の他の事故に比べて被害結果を重大ならしめる他の事由が介在した場合である場合
被害者が被処分者の家族又は親族である場合
上欄に掲げる場合のほか、明らかに改善の可能性が期待できる場合

別表第13(第11条関係)

処分期間の短縮日数の基準

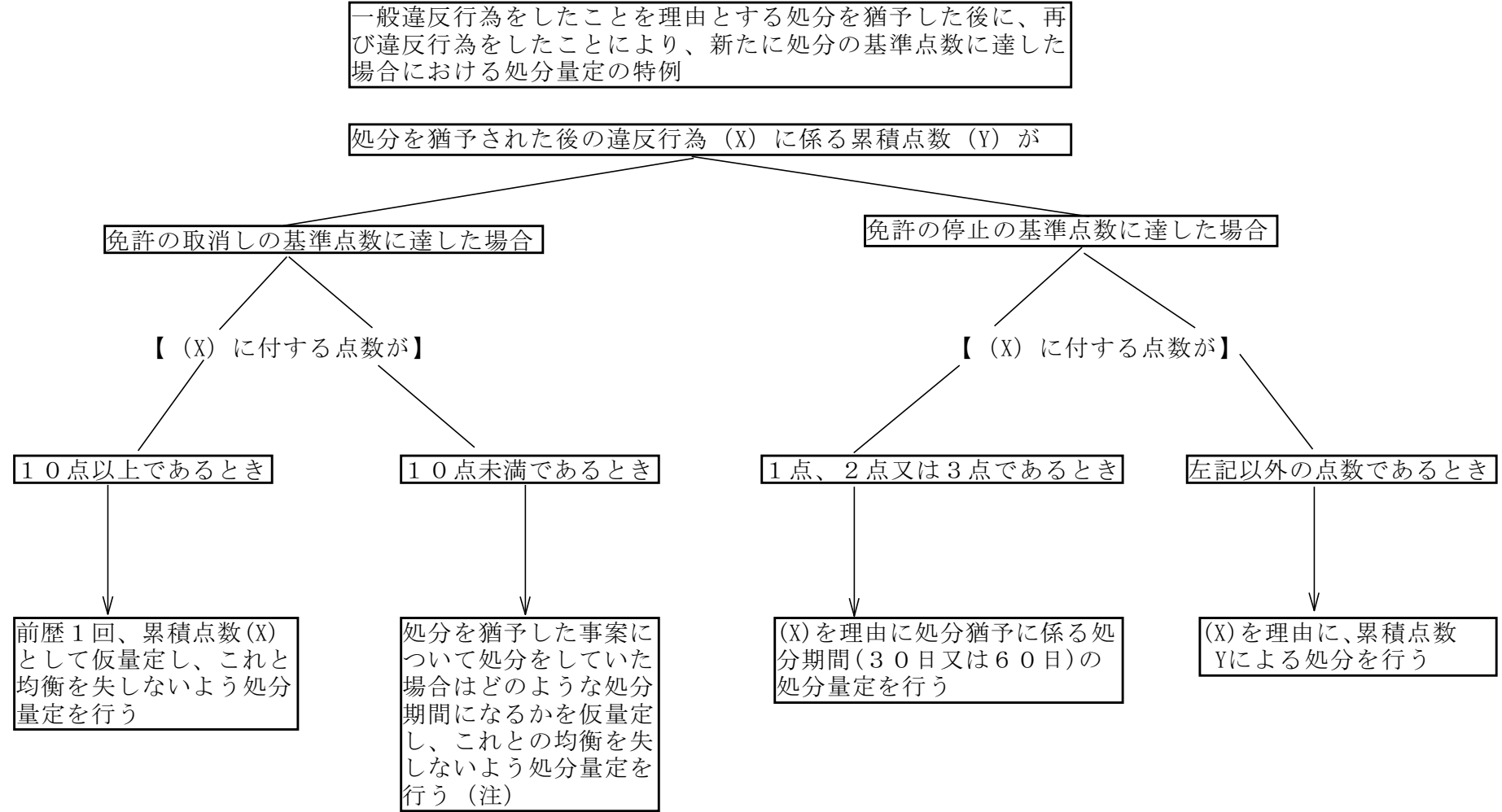
受講者			考查成績別短縮日数		
処分区別	講習区分	処分日数	優	良	可
免許の効力の停止	短期講習	30日	29日	25日	20日
	中期講習	60日	30日	27日	24日
自動車等の運転の禁止	長期講習	90日	45日	40日	35日
		120日	60日	50日	40日

		150 日 180 日	70 日 80 日	60 日 70 日	50 日 60 日
免許の保留	短期講習	39 日以下	受講日を除く残り日数	処分日数の 80% に当たる日数	処分日数の 70% に当たる日数
免許を与えた後における免許の効力の停止	中期講習	40 日～89 日	処分日数の 50% に当たる日数	処分日数の 45% に当たる日数	処分日数の 40% に当たる日数
	長期講習	90 日～180 日	処分日数の 45% に当たる日数	処分日数の 40% に当たる日数	処分日数の 35% に当たる日数

(注)

- 1 考査成績の優は 85%以上の成績、良は 70%以上の成績、可は 50%以上の成績とする。
- 2 免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の短縮日数を算出する場合において、1 日未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 受講態度が不良で改善効果が低いと認めた者の短縮日数については、当該本人の考査成績に係る短縮日数を下回るものとする。ただし、考査成績が優の者の短縮日数については良に係る短縮日数を、良の者の短縮日数については可に係る短縮日数を、それぞれ下回らないものとする。
- 4 令第 33 条の 2 第 1 項第 8 号に基づく保留処分の短縮日数は、当該処分と同時に行われる免許の効力の停止等の処分の短縮日数と同じとなる。

別表第5(第9条関係)



(注) 免許取消歴等保有者であること等の要件に該当し欠格期間を2年加算されることとなる者にあつては、欠格期間を1年減じることとする。

別表第6（第9条関係）

免許の効力の停止等の処分期間中、又はその処分の終了後に当該処分前にした違反行為を認知した場合における処分量定の特例

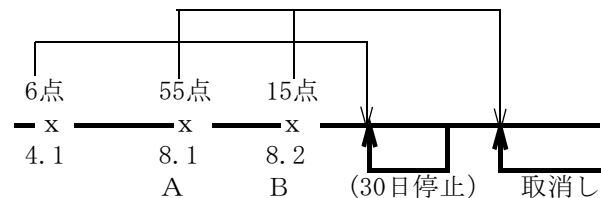
後に認知した違反行為に付する点数X（後に認知した違反行為が2以上連続してあるときは、それぞれの違反行為に付する点数の和）が

① 免許の取消しの基準点数に該当するとき

Xを理由に免許の取消しの処分量定を行う
(注)

(注) 後に認知した違反行為が一般違反行為と特定違反行為が混在して2以上あるときで、一般違反行為が最も最後である場合には、一般違反行為を理由とするXによる処分量定と、それより前の特定違反行為を理由とする処分量定（Xから後の一般違反行為の点数を除いたもの）を比較し、長期間の欠格期間となるものを理由に免許の取消しの処分量定を行う。

例 示

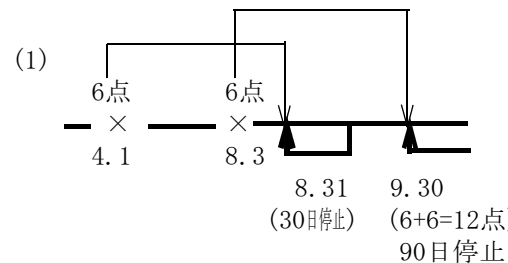


- ・ A（特定違反行為）を理由とした場合
累積なし、Aのみ55点（7年欠格）
 - ・ B（一般違反行為）を理由とした場合
55+15=70点（5年欠格）
- よって、A（特定違反行為）を理由に免許の取消しの処分量定を行う

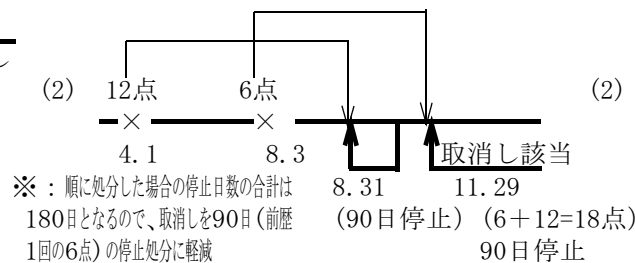
② 免許の停止の基準点数に該当するとき

Xとそれ以前の点数を累積の上処分量定を行う。ただし、順に処分を行った場合と比較して重い処分となるときは、順に処分を行った場合の停止日数まで軽減する。

例 示



※：順に処分した場合と同じ処分量定となるので軽減措置はとらないこと

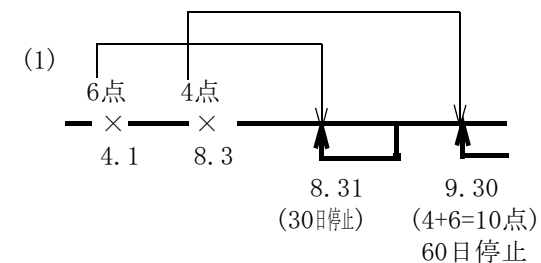


※：順に処分した場合の停止日数の合計は180日となるので、取消しを90日（前歴1回の6点）の停止処分に軽減

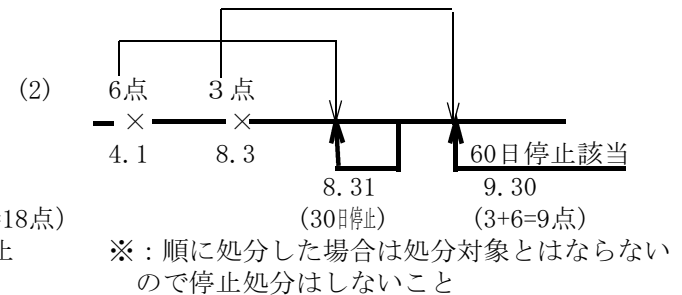
③ 左記①、②以外るとき

Xとそれ以前の点数を累積の上処分量定を行う。ただし、順に処分を行った場合、停止処分の対象とならないものは、処分量定を行わない。

例 示

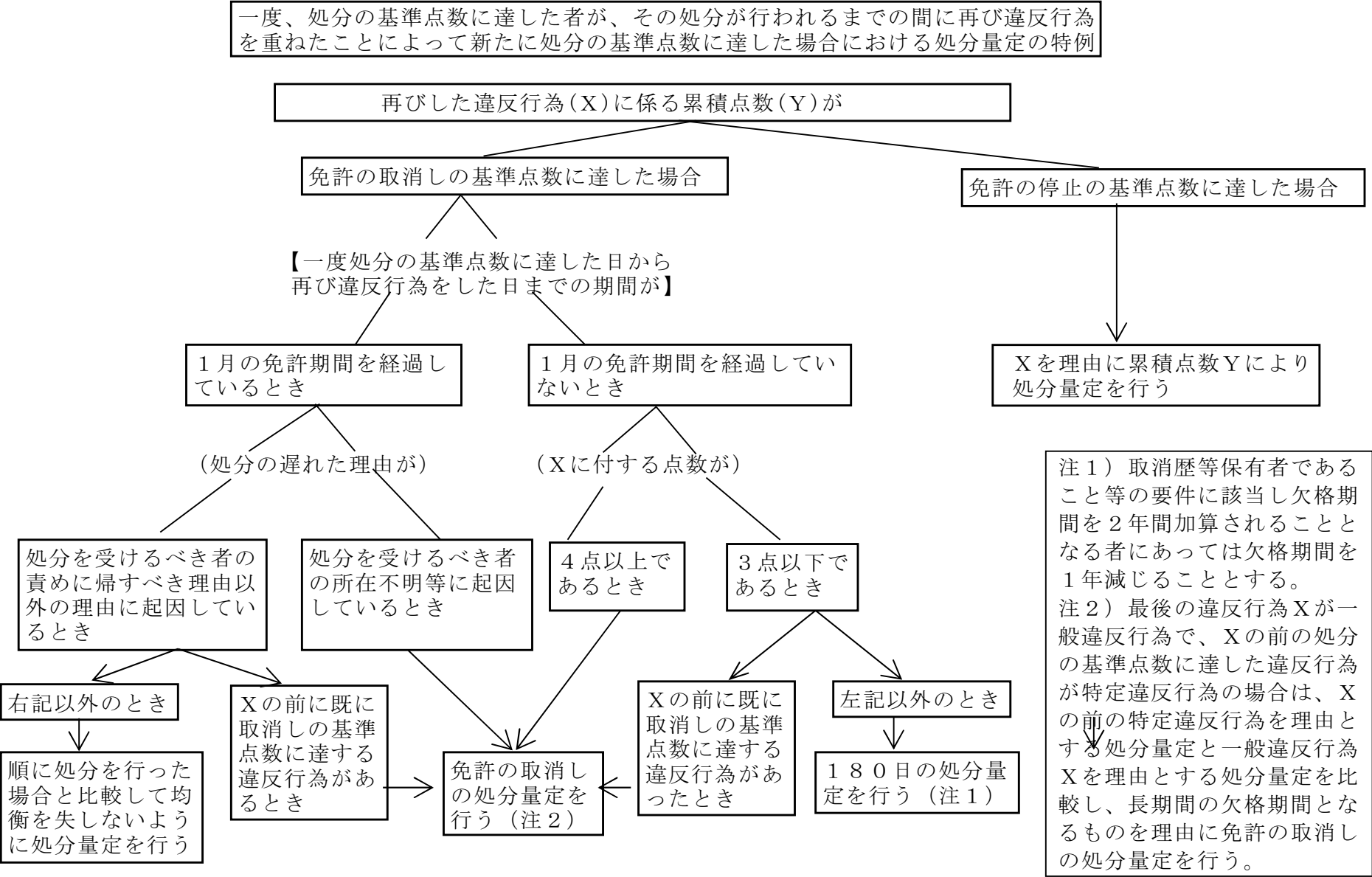


※：順に処分した場合と同じ処分量定となるので停止処分とすること



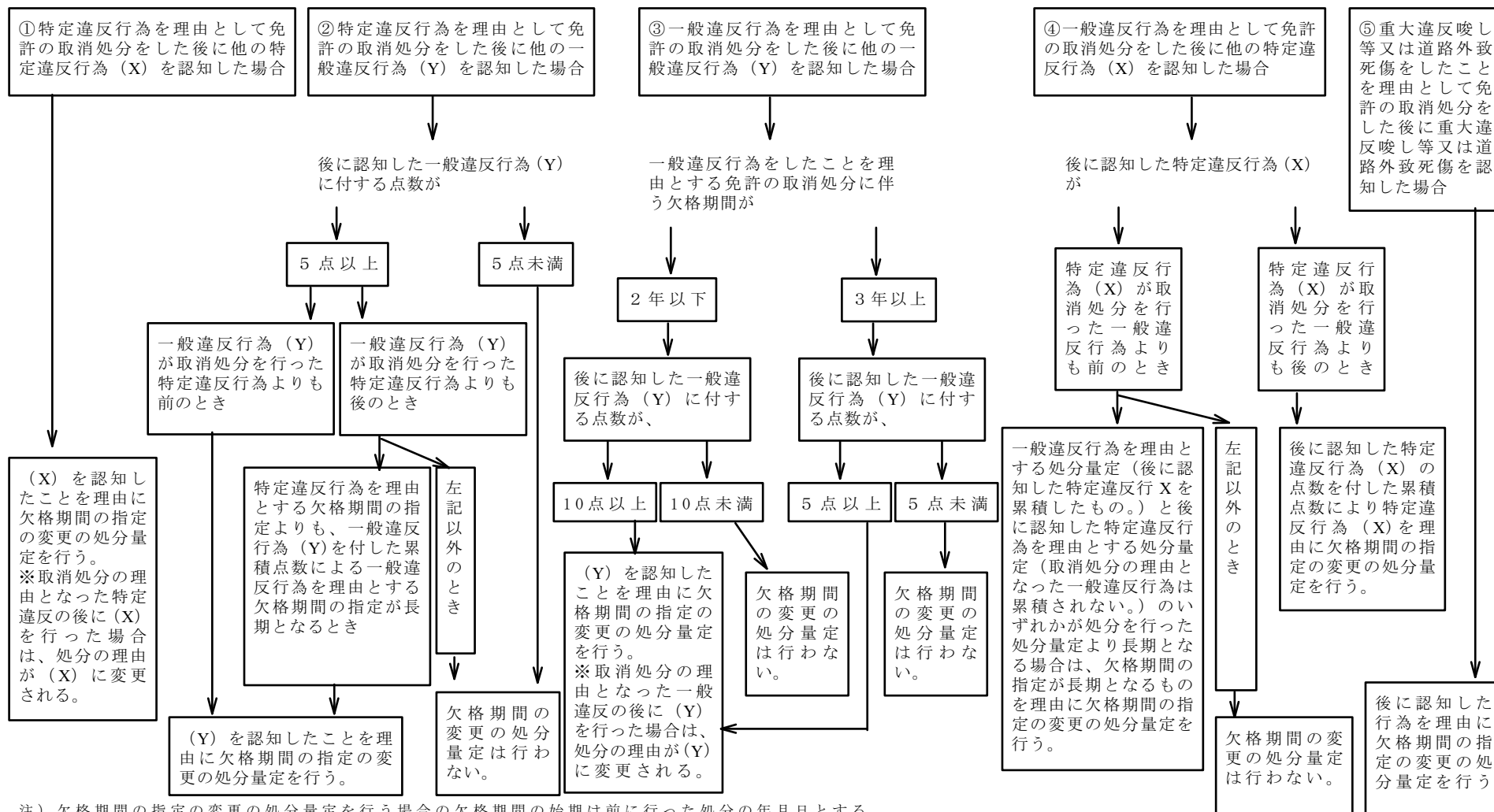
※：順に処分した場合は処分対象とはならないので停止処分はしないこと

別表第 7（第 9 条関係）



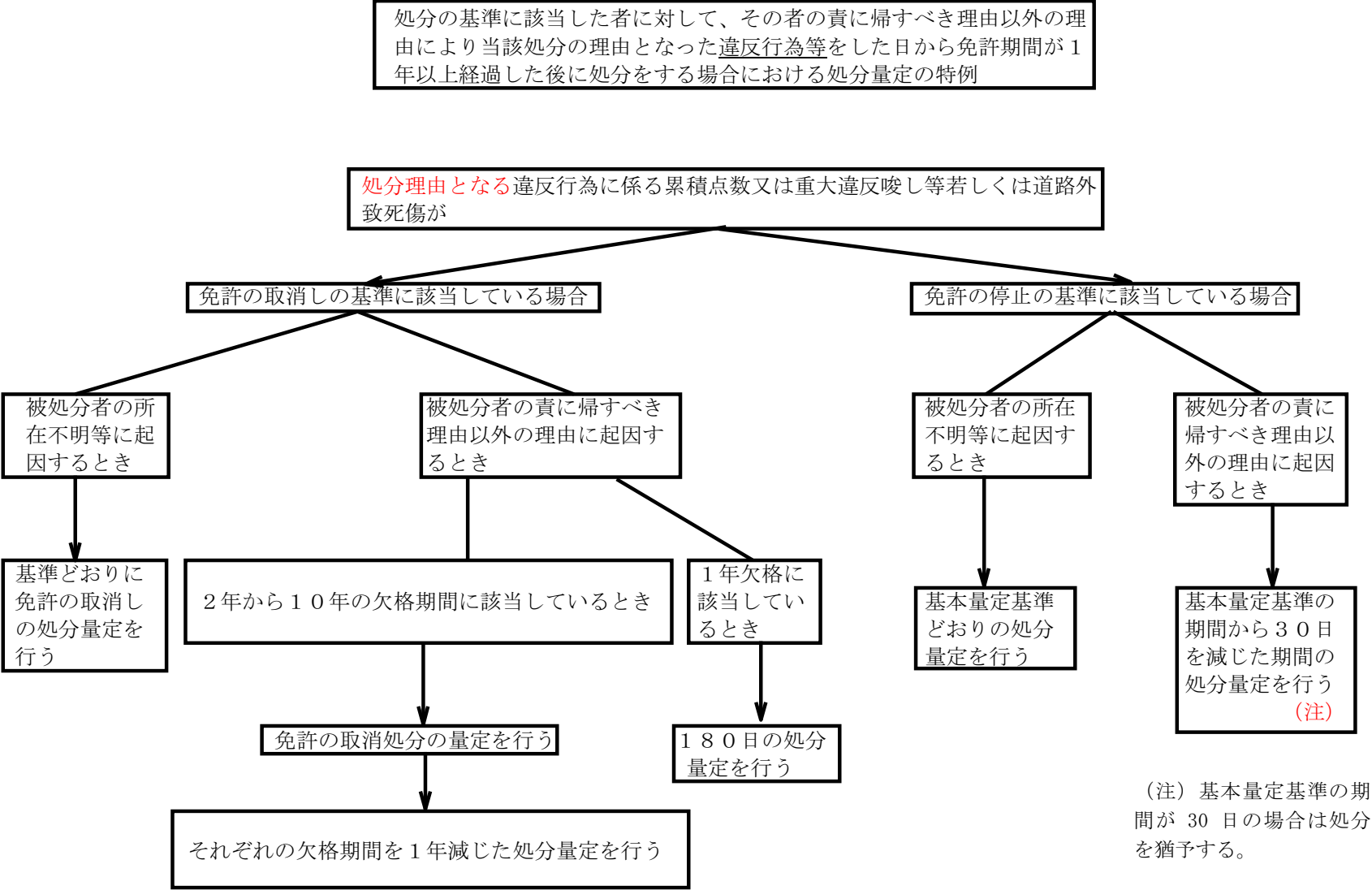
別表第8（第9条関係）

違反行為等をしたことを理由とする免許の取消処分をした後に当該処分前にした違反行為等を遅れて認知し、かつ、欠格期間の指定を変更すべき理由が生じた場合の特例

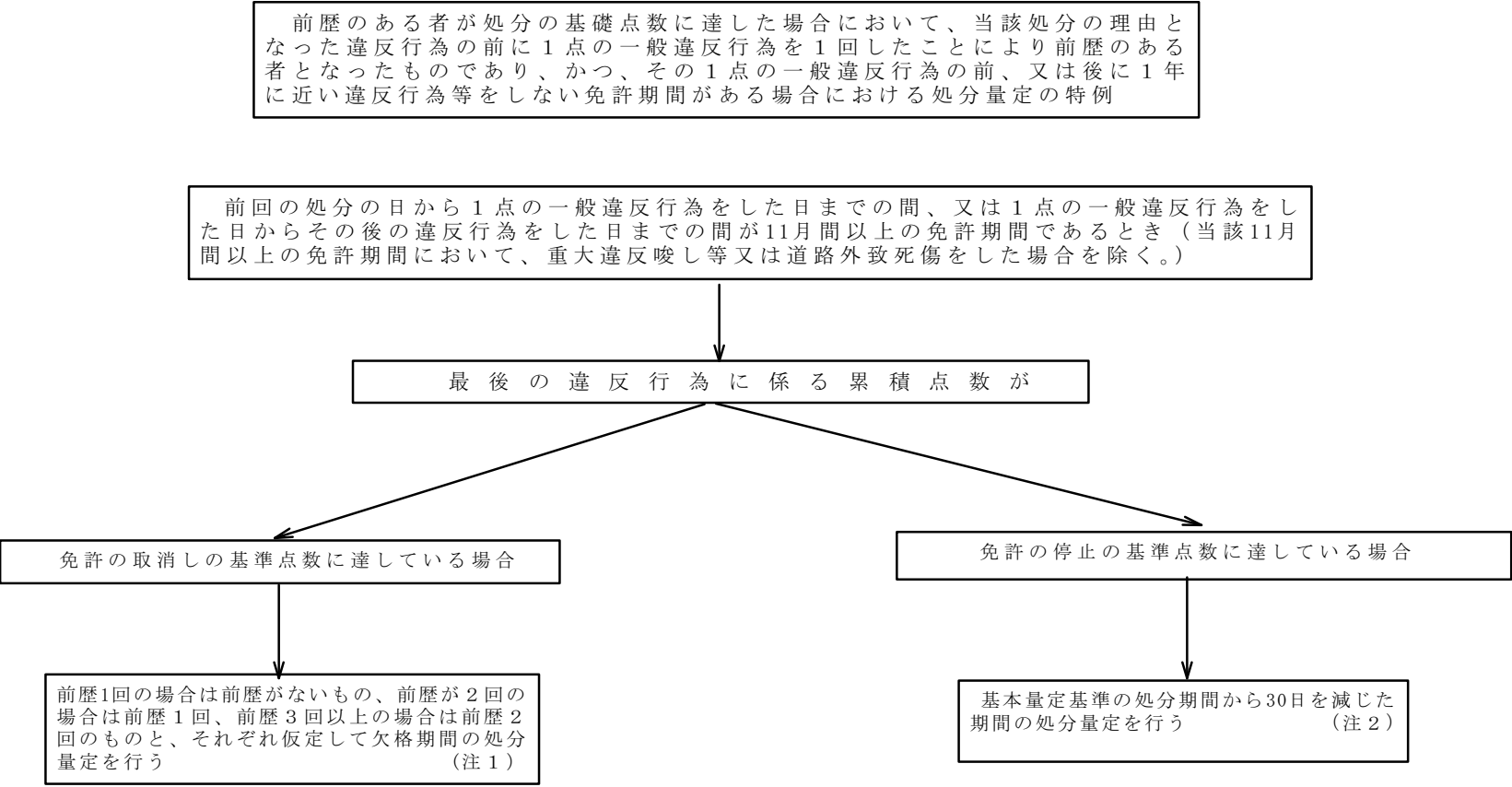


注）欠格期間の指定の変更の処分量定を行う場合の欠格期間の始期は前に行った処分の年月日とする。

別表第9（第9条関係）



別表第 10（第 9 条関係）



※免許取消歴等保有者については、当該特例の適用はなく、規定どおり欠格期間の加算を行う。

（注 1） この場合に取消処分の基準点数に達しないときは、180 日の停止処分量定を行う。
（注 2） 基本量定基準の期間が 30 日の場合は処分を猶予する。

別表第 11（第 9 条関係）

